

畜舎建築利用計画の認定に係る技術基準等審査 料金表

2022年4月1日

日本 ERI 株式会社

本料金表は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（以下「法」）に基づく畜舎建築利用計画認定のうち、事前に技術基準等への適合を審査する手続きに関する料金を定めるものです。

都道府県に申請する畜舎建築利用計画認定の申請手数料については、本料金とは別に定めがありますので、各都道府県にご確認ください。

記

(1) 技術基準等審査料

技術基準等審査料は、審査対象となる畜舎等の床面積合計に応じた「①基本料金」に「②構造技術審査料」を加算して算定します。

$$\text{技術審査料} = \text{①基本料金} + \text{②構造技術審査料}$$

① 基本料金

技術審査対象となる畜舎等*の床面積合計	料金（カッコ内：税込金額）
3,000 m ² 超 ～ 4,000 m ² 以内	405,000 円（445,500 円）
4,000 m ² 超 ～ 5,000 m ² 以内	460,000 円（506,000 円）
5,000 m ² 超 ～ 6,000 m ² 以内	509,000 円（559,900 円）
6,000 m ² 超 ～ 8,000 m ² 以内	559,000 円（614,900 円）
8,000 m ² 超 ～ 10,000 m ² 以内	589,000 円（647,900 円）
10,000 m ² 超	（別途お問い合わせください）

* 床面積 3,000 m²以下の棟（特例畜舎等）については技術審査を要しません。敷地内に認定申請を受ける畜舎等が複数あり、特例畜舎等が含まれる場合は、これを除いて床面積を算出してください。

② 構造技術審査料（構造計算を行った構造上の棟数が2以上の場合にかかる加算料金）

加算金額
40,000 円（税込 44,000 円） × （構造計算を要する構造上の棟数 - 1）

* 構造上の棟：畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（平成3年農水省・国交省令第6号）第6条第2項の構造上別の畜舎等とみなすことができる部分

(2) 工事完了前の認定畜舎等に対して行う畜舎建築利用計画の変更認定に係る技術基準審査料

* 1 * 2 * 3

内容	料金
① 構造強度に係る審査を要する計画変更	(1) ①×70% * 4
② 構造強度に係る審査を要しない計画変更	(1) ①×50% * 4
③ ②のうち変更内容が小規模な計画変更 * 5	(1) ①×30% * 4

- * 1 : 工事完了後の既存畜舎等に対して行う変更認定については、(4) をご参照ください。
- * 2 : 工事完了の前後を問わず、畜舎建築利用計画の変更のうち、別棟の追加(棟増築)を行う場合は、(1) により審査料金を算定します。
- * 3 : 計画変更直前の畜舎建築利用計画認定における技術基準等審査を当社で行っていない場合は、(1) により審査料金を算定します。
- * 4 : 計画の変更が生じた棟の床面積合計を(1) ①にあてはめ、該当欄の税抜金額について、所定の割合(70%、50%、30%)を乗じ、これに消費税を加算して算出します。
- * 5 : 小規模な計画変更とは、次のいずれかに該当する変更を指します。
 - イ) 建築物外形変更を伴わず、高さ関係規定(日影規制を含む)の再審査を要しない敷地境界線の移動に係る変更(配置変更を含む)
 - ロ) 建築物外形変更を伴わない増築
 - ハ) 高さ関係規定(日影規制を含む)の再審査を要しない、部分的かつ小規模な地盤面高さの変更
 - ニ) 避難施設について従前計画における適法性の範囲における局部的な室の区画位置の変更
 - ホ) 建築設備の変更を伴わない局部的かつ特定の室の室内仕上げの変更
 - ヘ) 局部的な間仕切り壁の位置、壁開口部の大きさ、位置の変更
 - ト) 局部的な建築設備単独(意匠、構造変更を伴わない)の変更
 - チ) その他これらと同等以内の小規模な変更であると認められるもの

(3) 軽微な変更該当証明審査料

畜舎建築利用計画の変更を行う際、法第4条第1項ただし書による軽微な変更該当するかどうかの判定について、都道府県より「軽微な変更該当証明審査」を要すると判断された場合に限り、当社にて当該審査を行います*。該当審査を行う料金は、以下となります。

軽微な変更該当証明審査申込1件につき
40,000円(税込44,000円)

- * 当社への依頼前に、「軽微な変更該当証明審査」を要するものであるか、認定を行った都道府県に相談する必要があります。
- * 直前の認定に係る技術基準等審査を当社で行っていない場合は、軽微な変更該当証明を行うことができませんのでご了承ください。

(4) その他

本料金表に記載のない業務については、別途見積りにより審査料を算定しますので、当社までお問い合わせください。

- * 工事完了後に畜舎利用計画を変更するため技術基準審査を要する場合(棟増築する場合は除く)は、別途見積りにより審査料を算定します。
- * 既存認定畜舎等のある敷地に対して、新たな畜舎等を棟増築する場合は、(1) により審査料金を算定します。

以上